北九州市立大学広告掲出事業者募集要項

北九州市立大学内の広告の掲出事業者(以下「事業者」という)を募集します。応募される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知のうえ、お申し込みください。

１　募集内容

（１）ポスター広告
（２）パンフレットスタンド広告
（３）ウェブサイトバナー広告
（４）横断幕広告
（５）柱広告
（６）壁面パネル広告

２　仕様書

別紙「北九州市立大学広告掲出仕様書」のとおり

３　応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

（１）成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
（２）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号。以下「法」という)第２条第２号に規定する暴力団のほか次に掲げる者でないこと。

ア　当該広告を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者。

注　「これに類するもの」とは、公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものをいう。

イ　法第２条第６号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という)または暴力団員でなくなった日から５年を経過していない者。

ウ　次のいずれかに該当する者

（ア）法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者。

注　役員等とは、法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。

（イ）自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもつて暴力団を利用するなどしている者
（ウ）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
（エ）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
（オ）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

エ　前記アからウの者の依頼を受けて応募しようする者。

※上記要件の該当の有無について、関係する官公庁へ照会を行います。

4　広告の掲出条件等

（1）事業者の施設使用形態

事業者は、北九州市立大学と「固定資産使用許諾契約書」を締結します。契約書を締結した事業者は、設置場所として使用する部分について、公立大学法人北九州市立大学固定資産使用規程の規定に基づき、使用許可を受けて使用します。

（2）使用許可の期間

許可の日から２０２７年３月３１日まで

なお、期間終了の１か月前までに申し出がないときは、自動的に使用許可の期間を延長します。延長後の使用許可の期間は１年単位です。（ポスター、パンフレットスタンド、ウェブサイトバナーは、月単位の契約となります。）

（3） 広告の規格

別紙　仕様書のとおり

（4） 広告掲出料

ア　ポスター広告　1 区画あたり月額 20,000 円(税込)

イ　パンフレットスタンド広告　1 区画あたり月額 2,000 円（税込）

ウ　ウェブサイトバナー広告　1 区画あたり月額 20,000 円（税込）

エ　横断幕広告　1 区画あたり年額 240,000 円(税込)

オ　柱広告　1 区画（1 本）あたり年額 480,000 円（税込）

カ　壁面パネル広告　1 区画あたり年額 240,000 円（税込）

※広告掲出料は、使用許可の全期間分を北九州市立大学が別途指定する納入期限までに納入してください。

※年度契約の時、年の途中から掲出する場合、掲出料の月割り計算を行います。

※月の途中（16 日以降）から掲出する場合、掲出料の日割り計算は行いません。

（5）広告掲出に係る経費等

広告掲出に係る全ての費用は事業者の負担とします。

（6）掲出条件等

①「公立大学法人北九州市立大学広告掲載要綱」、「公立大学北九州市立大学広告掲載基準」を遵守してください。

② 掲出前には掲出物の見本を提出してください。

③ 第三者に使用財産又は使用上の権利を譲渡又は転貸することはできません。

④ 広告掲載に当たり、著作権、特許権、実用新案権、意匠権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を掲出事業者が負うものとします。

⑤ 広告掲出における全ての行為については、大学と協議してください。

（7）維持管理責任

① 広告の切り替え、撤去などの維持管理については、北九州市立大学と協議して、事業者の負担で行ってください。

② 広告を掲出するに当たっては、施設に負担の少ない方法で固定するなど、地震等の際の転倒・落下に対する防止策を十分に行ってください。
③ 事業者は掲出された広告に関する一切の責任を負うものとし、適切に設置・管理してください。
④ 第三者に損害を与えた場合、または、施設等の利用者等によって掲出された広告が毀損された場合、事業者の責任及び負担において解決してください。

（８）協議

その他定めのない事項については、北九州市立大学と事業者が協議して決定します。

５　応募申込手続き

（１）申込受付

随時

（受付時間午前 8 時 30 分～午後 12 時 15 分、午後 1 時 15 分～午後 5 時）

※土曜日、日曜日、祝祭日は受付を行いません。

（２）申込受付場所

北方キャンパス

〒802-8577　福岡県北九州市小倉南区北方 4 丁目 2 番 1 号
北九州市立大学総務課経理係
TEL：093-964-4006
E-mail：keiri@kitakyu-u.ac.jp

ひびきのキャンパス

〒808-0135　福岡県北九州市若松区ひびきの 1 番 1 号
北九州市立大学企画管理課企画・研究支援係
TEL：093-695-3320
E-mail：kikaku@kitakyu-u.ac.jp

（３）申込みの手続き

受付期間内に、申し込みに必要な書類((4)に記載)を受付場所に直接持参または郵送してください。電話、メールによる受け付けは行いません。

（４）申込みに必要な書類等

・申込書(所定様式)
・役員一覧(所定様式)※法人の場合のみ
・委任状(所定様式)※代理人が書類を持参する場合のみ

※その他持参いただくもの

・持参される方の顔写真付き身分証(運転免許証、マイナンバーカード等)
・住民票の写し※個人の場合のみ
・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)※法人の場合のみ

※追加で資料提出等を求める場合がありますがその際はご了承ください。

６　事業者の決定

先着順で申し込みを受け付け、「公立大学法人北九州市立大学広告掲載要綱」、「公立大学北九州市立大学広告掲載基準」に基づき申し込み内容を審査のうえ、広告掲載可否を決定します。

応募者には掲出または非掲出の決定を通知します。

なお、同一の時期に複数の申し込みがある場合は、くじによる抽選となります。

７　使用許可申請の手続き

使用許可の手続きは、固定資産使用許諾契約書締結後に行います。北九州市立大学が指定する期日までに使用許可申請書を提出してください。

なお、使用許可は申込書に記載された名義で行います。

８　事業者の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、事業者としての決定を取り消します。

（１）正当な理由なく、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。

（２）事業者が応募資格の要件に該当しなかった場合。

（３）その他事業者が本件使用許可の相手方として不適当と認められる場合。

９　広告掲出の取り下げ

事業者の都合による広告掲出の取り下げは書面にて受け付けます。ただし納入済みの広告掲出料は返還いたしません。

１０　その他

使用許可の手続きに関する一切の費用については、事業者の負担となります。

【募集に関する問い合わせ先】

北方キャンパス

北九州市立大学総務課経理係

所在地：〒802-8577　福岡県北九州市小倉南区４丁目２番１号

電話：093-964-4006

E-mail：keiri@kitakyu-u.ac.jp

ひびきのキャンパス

北九州市立大学企画管理課企画・研究支援係

所在地：〒808-0135　福岡県北九州市若松区ひびきの１番１号

電話：093-695-3320

E-mail：kikaku@kitakyu-u.ac.jp